



中小企業者カーボンニュートラル推進事業費補助金

申請パンフレット

既存設備を省エネルギー設備等へ
転換する取組を支援します



<補助金額>

補助対象経費の**2分の1**（上限**100万円**）

- ・千円未満の端数は切り捨て
- ・申請は1事業者ごとに1回まで
- ・予算枠に達した段階で受付終了

<対象経費>

市から事業承認を受け、令和5年2月28日までに支払いが完了した設計費・工事費・設備費

※消費税・地方消費税は補助対象経費とはなりません

※国・県等の類似制度の補助金を受ける場合、当該補助金額を対象から除きます

<手続きの流れ>

① 事業承認申請（令和4年12月28日まで）

② 市から事業の承認を受ける

承認を受けた事業の内容を変更する場合は、**変更承認申請**が必要です

③ 事業の実施（設備の導入・工事施工・支払い等）

④ 補助金交付申請（事業の完了から30日以内）

⑤ 補助金の交付

令和5年1月30日以降に事業が完了した場合は、**令和5年2月28日**までの受付となります

⑥ 認定証の交付

※申請書様式等は市ホームページからダウンロードできます



市HP

目次

1 - 1 .補助対象となる事業

省エネルギー設備の導入

- ・省エネルギー診断を受けて導入する省エネルギー設備 . . . 3 頁
- ・省エネルギー性能を有する特定の設備 . . . 4 頁
- (4)トップランナー制度対象設備導入に要する省エネ性能 . . . 5 頁

1 - 2 .補助対象となる事業

断熱改修工事 . . . 9 頁

2 .補助金交付申請 . . . 10頁

早めの申請を
お願いします！



1-1.補助対象となる事業

省エネルギー設備の導入

<対象設備>

① 省エネルギー診断を受けて導入する省エネルギー設備

省エネルギー診断とは、診断実施機関より、事業所の省エネに関する提言や技術的な助言を受ける事ができる診断です。

●条件

- (1) 省エネルギー診断結果において、Co2排出量の年間削減量の試算が1t-Co2以上・事業所全体で5%以上・旧設備と比較して10%以上のいずれかを満たすものであること
- (2) 既存設備に替えて導入するものであること
- (3) 導入する設備は自らの事業の用途に供する自己所有とするものであること
- (4) 導入する設備が中古のものでないこと
- (5) 導入する設備は市内事業者から購入するものであること

●申請手順

- (1) 診断実施機関に省エネルギー診断を依頼し、診断を受ける
- (2) 診断報告書に記載の改善提案の中で、条件に合う省エネルギー設備の導入に関して、市に事業承認申請を行う
- (3) 市から承認を受けた省エネルギー設備を導入する
- (4) 支払い及び導入を完了した後、市に補助金の交付申請を行う

●省エネルギー診断実施機関

- ・（一社）省エネルギーセンター東北支部（HP: <https://www.shindan-net.jp/>）
- ・あきた省エネプラットフォーム（HP: <http://www.akigin-r-c.co.jp/>） 8月以降
事務局は(株)あきぎんリサーチ&コンサルティングです。

(注意) ・診断にかかる費用は補助対象外となります。
・上記以外の診断実施機関に依頼する場合は、事前にご相談ください。

●事業承認申請書類

- 事業承認申請書（様式第1号） 市HPにも様式有
- 事業計画書（様式第2号） 市HPにも様式有
- 補助対象経費見積書（様式第3号） 市HPにも様式有
- 省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類（仕様書・カタログ等）
- 既存設備の現況写真
- 定款又は会則等の写し
- 省エネルギー診断の報告書の写し

1-1.補助対象となる事業

省エネルギー設備の導入

<対象設備>

② 省エネルギー性能を有する 特定の設備

●条件

- (1) 下記に定める特定の設備を導入するものであること
 - ①木質バイオマスボイラー
 - ②蓄電池を伴う自家消費型太陽光発電システム
 - ③省エネルギー運転支援装置
 - ④トップランナー制度の対象機器である「照明設備」・「冷蔵冷凍設備」・「変圧器」・「交流電動機」・「空調設備」のうち、
一定の省エネ性能を有するもの
- (2) 既存設備に替えて導入するものであること
- (3) 導入する設備は自らの事業の用途に供する自己所有とするものであること
- (4) 導入する設備が中古のものでないこと
- (5) 導入する設備は市内事業者から購入するものであること

③ 省エネルギー運転支援装置とは、エンジン停止時に使用可能な車載型冷暖房設備又はエコドライブ管理システム等をいう。

④ トップランナー制度とは、経済産業大臣が、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標を示して達成を促す制度をいう。

●申請手順

- (1) 上記に記載する特定の省エネルギー設備の導入に関して、市に**事業承認申請**を行う
- (2) 市から承認を受けた**省エネルギー設備を導入**する
- (3) 支払い及び導入を完了した後、市に**補助金の交付申請**を行う

●事業承認申請書類

- 事業計画書（様式第2号） 市HPに様式有
- 補助対象経費見積書（様式第3号） 市HPに様式有
- 省エネルギー設備の仕様等を明らかにする書類（仕様書・カタログ等）
- 既存設備の**現況写真**
- 定款又は会則等の写し
- 導入する設備の省エネルギー性能を示す書類等**
(トップランナー設備に関しては、一定の省エネ性能があることを証する書類)

トップランナー設備の省エネ性能水準は次頁

トプランナー制度対象設備導入に要する省エネ性能

補助対象となる製品リストの例は、HPに掲載しています。
 その中から設備を選択するか、下記に記載する基準以上の省エネ性能を
 有する設備を導入してください。



市HP

●照明設備

照明設備 種別	区分	省エネ性能
照明器具 (LED電灯器具)	昼光色・昼白色・白色	省エネルギー基準達成率110%以上又は多段階評価で星3点以上もの
	温白色・電球色	
電球 (LED電球)	昼光色・昼白色・白色	省エネルギー基準達成率100%以上又は多段階評価で星3点以上もの

●冷蔵冷凍設備

冷蔵冷凍設備 種別	区分		省エネ性能
電気冷蔵庫 (業務用)	冷蔵庫	縦型	省エネルギー基準達成率100%以上
		横型	
	冷凍冷蔵庫	縦型	
		横型	
電気冷凍庫 (業務用)	冷凍庫	縦型	
		横型	

●変圧器

変圧器 種別	区分			省エネ性能
油入変圧器	単相	50 Hz	500VA以下	省エネルギー基準達成率125%以上
		60 Hz	500VA以下	
	三相	50 Hz	500VA以下 500VA超	
		60 Hz	500VA以下 500VA超	
モールド変圧器	単相	50 Hz	500VA以下	
		60 Hz	500VA以下	
	三相	50 Hz	500VA以下 500VA超	
		60 Hz	500VA以下 500VA超	

●交流電動機

交流電動機 種別	区分		省エネ性能 (消費効率性能)		
			2極	4極	6極
交流電動機 (産業用モータ単 体・ポンプ・圧縮 機・送風機)	60Hz	0.75 kW	77.0%以上	85.5%以上	82.5%以上
		1.1 kW	84.0%以上	86.5%以上	87.5%以上
		1.5 kW	85.5%以上	86.5%以上	88.5%以上
		2.2 kW	86.5%以上	89.5%以上	89.5%以上
		3.7 kW	88.5%以上	89.5%以上	89.5%以上
		5.5 kW	89.5%以上	91.7%以上	91.0%以上
		7.5 kW	90.2%以上	91.7%以上	91.0%以上
		11 kW	91.0%以上	92.4%以上	91.7%以上
		15 kW	91.0%以上	93.0%以上	91.7%以上
		18.5 kW	91.7%以上	93.6%以上	93.0%以上
		22 kW	91.7%以上	93.6%以上	93.0%以上
		30 kW	92.4%以上	94.1%以上	94.1%以上
		37 kW	93.0%以上	94.5%以上	94.1%以上
		45 kW	93.6%以上	95.0%以上	94.5%以上
		55 kW	93.6%以上	95.4%以上	94.5%以上
		75 kW	94.1%以上	95.4%以上	95.0%以上
		90 kW	95.0%以上	95.4%以上	95.0%以上
		110 kW	95.0%以上	95.8%以上	95.8%以上
	150 kW	95.4%以上	96.2%以上	95.8%以上	
	185~375 kW	95.8%以上	96.2%以上	95.8%以上	
	50Hz	0.75 kW	80.7%以上	82.5%以上	78.9%以上
		1.1 kW	82.7%以上	84.1%以上	81.0%以上
		1.5 kW	84.2%以上	85.3%以上	82.5%以上
		2.2 kW	85.9%以上	86.7%以上	84.3%以上
		3 kW	87.1%以上	87.7%以上	85.6%以上
		3.7 kW	87.8%以上	88.4%以上	86.5%以上
		4 kW	88.1%以上	88.6%以上	86.8%以上
		5.5 kW	89.2%以上	89.6%以上	88.0%以上
		7.5 kW	90.1%以上	90.4%以上	89.1%以上
		11 kW	91.2%以上	91.4%以上	90.3%以上
		15 kW	91.9%以上	92.1%以上	91.2%以上
		18.5 kW	92.4%以上	92.6%以上	91.7%以上
		22 kW	92.7%以上	93.0%以上	92.2%以上
		30 kW	93.3%以上	93.6%以上	92.9%以上
		37 kW	93.7%以上	93.9%以上	93.3%以上
		45 kW	94.0%以上	94.2%以上	93.7%以上
55 kW		94.3%以上	94.6%以上	94.1%以上	
75 kW		94.7%以上	95.0%以上	94.6%以上	
90 kW	95.0%以上	95.2%以上	94.9%以上		
110 kW	95.2%以上	95.4%以上	95.1%以上		
132 kW	95.4%以上	95.6%以上	95.4%以上		
160 kW	95.6%以上	95.8%以上	95.6%以上		
200~375 kW	95.8%以上	96.0%以上	95.8%以上		

●空調設備

空調設備種別	区分		定格冷房能力 (kW)	省エネ性能 (APF)	
業務用	店舗用	4方向カセット形	3.6	APF6.3以上	
			4.0	APF6.2以上	
			4.5	APF6.2以上	
			5.0	APF6.1以上	
			5.6	APF6.1以上	
			7.1	APF6.0以上	
			10.0	APF6.3以上	
			12.5	APF6.0以上	
			14.0	APF5.8以上	
			20.0	APF5.4以上	
			25.0	APF5.0以上	
			4方向カセット形以外	3.6	APF5.4以上
				4.0	APF5.2以上
				4.5	APF5.2以上
				5.0	APF5.1以上
	5.6	APF5.1以上			
	7.1	APF5.0以上			
	10.0	APF5.4以上			
	12.5	APF5.0以上			
	14.0	APF4.9以上			
	20.0	APF4.5以上			
	25.0	APF4.2以上			
	ビル用	8.0		APF6.0以上	
		10.0		APF6.0以上	
		11.2		APF5.8以上	
		14.0		APF5.5以上	
		16.0	APF5.2以上		
		20.0	APF6.0以上		
		22.4	APF5.8以上		
		25.0	APF5.6以上		
28.0		APF5.4以上			
30.0		APF5.2以上			
33.5		APF5.0以上			
40.0		APF5.0以上			
45.0		APF4.8以上			
50.0		APF4.6以上			
50.4		APF4.5以上			
設備用	直吹き形	20.0	APF5.0以上		
		25.0	APF5.0以上		
	ダクト形	20.0	APF4.8以上		
		25.0	APF4.8以上		
家庭用	寸法規定タイプ	3.2 kW以下	省エネルギー基準達成率 110%以上又は多段階評価 で星3点以上のもの		
	寸法フリータイプ				
	寸法規定タイプ	3.2kW超4.0kW以下			
	寸法フリータイプ				
	直吹き形で壁掛け形のもの	4.0kW超5.0kW以下			
		5.0kW超6.3kW以下			
		6.3kW超28.0kW以下			
	直吹き形で壁掛け形以外のもの	3.2kW以下			
		3.2kW超4.0kW以下			
		4.0kW超28.0kW以下			
マルチタイプのもので、室内機の 運転を個別制御するもの	4.0kW以下				
	4.0W超7.1kW以下				
	7.1kW超28.0kW以下				

●各種備考

変圧器

- (1) 油入変圧器は、絶縁材料として絶縁油を使用するものをいう。
- (2) モールド変圧器は、樹脂製の絶縁材料を使用するものをいう。

交流電動機

- (1) 消費効率性能とは、経済産業大臣が定める日本産業規格JIS C 4034-2-1（単一速度三相かご型誘導電動機の損失及び効率の算出方法）に規定する方法により測定した数値を用い、出力（入力－全損失）を入力（W）で除した数値（%）によって表される交流電動機のエネルギー消費効率を表したものをいう。

空調設備

- (1) APFとは、経済産業大臣が定める日本産業規格JIS C 8616（パッケージエアコンディショナ）に規定する方法により算出した、通年エネルギー消費効率をいう。
- (2) 店舗用とは、複数組み合わせ型のもの及びビル用・設備用以外のものをいう。
- (3) ビル用とは、マルチタイプのもので室内機の運転を個別制御するものをいう。
- (4) 設備用は、室内機が床置きで吹き出し口にダクトを接続するのものとこれに類するものをいう。
- (5) 寸法規定タイプとは、室内機の横幅寸法800ミリメートル以下かつ高さ295ミリメートル以下の機種をいう。
- (6) 寸法フリータイプとは、寸法規定タイプに該当しないものをいう。

1-2.補助対象となる事業

断熱改修工事

事業所の省エネルギー化に繋がる断熱改修工事が対象です。

●条件

- (1) 市内事業所に施工するものであること
- (2) 導入する断熱材・サッシ・複層ガラスについては、トップランナー制度で定める基準を達成しているものであること
- (3) 市内事業者が施工するものであること

※(1) 住居部分と一体となっている事業所等の場合にあっては、工事を施工する事業専用区画の延床面積が、当該建物の延床面積の2分の1以上であること。

●申請手順

- (1) 工事請負契約書（又は請書等）を作成する
- (2) 実施する工事の内容に関して、市に**事業承認申請**を行う
- (3) 市から承認を受けた**断熱改修工事**を実施する
- (4) 支払い及び工事が完了した後、市に**補助金の交付申請**を行う

●事業承認申請書類

- 事業承認申請書（様式第1号） 市HPにも様式有
- 事業計画書（様式第2号） 市HPにも様式有
- 補助対象経費見積書（様式第3号） 市HPにも様式有
- 導入する断熱材・サッシ・複層ガラスの仕様等を明らかにする書類
- 施行予定箇所の**現況写真**
- 定款又は会則等の写し
- 工事請負契約書又は請書の写し**
- 工事内訳明細書の写し**

交付申請時に、事業の実施後（壁等へ断熱材を導入する工事の場合は**工事過程**）の写真撮影が必要となります。

2.補助金交付申請

前頁までに記載する事業の承認を受け、事業を実施した場合は、**事業完了後から30日以内**に市へ補助金交付申請を行ってください

事業の完了とは、最終的な支払を終えた日、又は設備の導入・工事等が完了した日のいずれか遅い方をいう。

令和5年1月30日以降に事業が完了した場合にあっては、**令和5年2月28日まで**に申請すること。

●補助金交付申請書類

- 補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号） 市HPにも様式有
- 補助対象経費内訳書（様式第9号） 市HPにも様式有
- 支払いを証明する領収書等の写し
- 支払いに係る契約書又はこれに相当する書類の写し（請求書・発注書・納品書等）
- 導入した設備、工事の施工状況等を示す写真
- 補助金交付申請日より**3開庁日以内**に発行された市税等について未納のない証明書 市税務課等で取得

交付が決定し補助金額が確定すると、「交付決定通知書」が送付されます。

同時に請求書をお送りしますので、振込先を記入後にご返送ください。

当該補助金の交付決定を受けた事業者には、市内のカーボンニュートラル推進に取り組む事業者として、認定証を発行いたします。

●注意事項

- (1) 補助金の交付を受けた事業者は、下記の通り財産の処分制限が課せられます。
 - ① 補助金の活用により取得した財産については、10年間若しくは減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数に相当する期間のいずれか短い期間内において、補助金の交付の目的以外の目的に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
 - ② 補助対象事業の実施にかかる契約書、設計書、納品書、請求書、領収書、その他関係書類は、10年間保管しなければならない。
- (2) 事業の実施にあたり、市内事業者から設備の購入等を行うことが困難である場合にあっては、商工課にご相談ください。